

第6編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処
に関する備え

第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

第4章 国民保護に関する普及・啓発

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市の組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するには、市の組織や体制、職員の配置、服務基準等の整備を図る必要があることから、市は、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

1 市の平素の業務

平素における国民保護に関する業務は、各部室局がその所掌に従って分担して行い、生活安全部が統括する。

生活安全部は、体制整備等の進捗を管理するとともに、各部室局間の調整、国民保護に関する企画・立案等を行う。

【市の各部室局等が平素に行う業務】

名 称	平 素 の 業 務
生 活 安 全 部	1 国民保護に関する総合調整に関すること 2 国民保護協議会の運営に関すること 3 国民保護計画の見直し・変更に関すること 4 国民保護措置に関する組織、体制の整備・充実の推進・総括に関すること 5 武力攻撃事態等における非常配備態勢の整備に関すること 6 通信体制の整備に関すること 7 国民保護措置に関する物資、資機材等の備蓄、確保に関すること 8 国民保護に係る普及・啓発及び訓練、教育に関すること 9 指定地方行政機関、自衛隊、東京都、指定公共機関、指定地方公共機関、区市町村等との連絡調整に関すること 10 各部との連絡調整、情報収集の総括等に関すること 11 安否情報の収集及び連絡体制の整備に関すること 12 警報の内容・避難の指示の伝達体制、避難実施要領、防災行政無線の整備に関すること 13 特殊標章等の交付・許可に関すること 14 国、東京都、他区市町村等への職員の派遣要請の準備に関すること 15 業務継続計画（BCP）に関すること 16 他の部等の所管に属さないこと
市 長 公 室	1 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 2 報道機関との連絡調整に関すること
総 合 経 営 部	1 職員の応援体制の整備に関すること 2 国、東京都への陳情等に関すること 3 被災情報の収集、伝達の協力に係る体制の整備に関すること 4 業務継続計画（BCP）に関すること

名 称	平 素 の 業 務
市民活動推進部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 3 避難所生活者の支援に係る体制の整備に関する事 4 外国人の保護、支援に係る体制の整備に関する事 5 市民活動団体（NPO等）との協力に関する事 6 町会・自治会等に関する事 7 女性の視点に立った支援に関する事 8 帰宅困難者の対応に係る協力のための体制の整備に関する事 9 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
総 務 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の安否確認、動員及び服務に係る事前の整備に関する事 2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に係る事前の整備に関する事 3 武力攻撃事態等における広報への協力に係る体制の整備に関する事 4 国民保護関係法規に関する事 5 国、東京都、他区市町村からの武力攻撃災害等派遣職員の受入れに係る事前の整備に関する事 6 国民の権利・利益の救済に係る手続きの整備に関する事 7 特殊標章等（赤十字標章を含む）の交付・許可の協力に関する事 8 国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援のための体制の整備に関する事
契 約 資 産 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁舎における警戒等の予防対策に関する事 2 車両その他運送手段の確保体制、配車計画等の整備に関する事 3 市有建物（他の部等に属するものを除く。）の警戒等の予防対策に関する事 4 国民保護措置に係る物品の調達体制及び工事等の計画の整備に関する事
財 政 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護関係の予算、その他財務に関する事 2 被害状況の調査（家屋含む）の実施体制の整備に関する事 3 税の賦課徴収に関する事
市 民 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集体制の整備に関する事 2 行方不明者の捜索に係る体制の整備に関する事 3 事務所における被災者の対応に係る体制の整備に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬に係る体制の整備に関する事 5 帰宅困難者対策に係る体制の整備に関する事 6 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者の救護、安全確保及び支援に係る体制の整備に関する事 2 ボランティア（他の部等が所管するものを除く）の事前登録、受入れ及び派遣に係る体制の整備に関する事 3 日本赤十字社との連絡調整に関する事（医療に関するものを除く） 4 義援金の受領及び配分に係る体制の整備に関する事 5 所管施設の警戒等の予防対策に関する事

名 称	平 素 の 業 務
健 康 医 療 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療に係る体制の整備に関する事 2 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関する事 3 医療資器材、薬品等の調達に係る体制の整備に関する事 4 帰宅困難者の対応の協力に関する体制の整備に関する事 5 防疫に係る体制の整備に関する事 6 動物対策に関する事 7 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
子 ども 家 庭 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児及び児童の救助救援、保護及び安否確認等に係る体制の整備に関する事 2 乳幼児及び児童に係る相談体制の整備に関する事 3 他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事 4 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
産 業 振 興 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 食品、生活物資その他救援物資の確保、調達及び配分に係る体制の整備に関する事 2 観光客等の避難誘導及び安全確保に係る体制の整備に関する事 3 農林業、商工業、観光施設等の被災状況の調査等に係る体制の整備に関する事 4 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 5 事業所防災対策（BCP事業継続計画策定支援を含む）に関する事 6 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境保全及び回復に係る体制の整備に関する事 2 消毒等防疫対策に係る体制の整備に関する事 3 ごみ・がれきの収集及び処理に係る体制の整備に関する事 4 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送に係る体制の整備に関する事 5 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送に係る体制の整備に関する事 6 し尿の収集及び処理に係る体制の整備に関する事 7 応急給水に係る体制の整備に関する事 8 仮設トイレの設置及び管理等のトイレ対策に係る体制の整備に関する事 9 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
都 市 計 画 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市の復旧・復興に関する事 2 交通対策に係る総合調整に関する事 3 交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関する事 4 代替交通手段の確保に係る体制の整備に関する事 5 武力攻撃事態等発生時のヘリポート開設に係る体制の整備に関する事
拠 点 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関する事 2 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関する事
ま ち な み 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅対策に関する事 2 危険建物、危険区域等の安全確保に関する事 3 応急仮設住宅等の募集、選定及び入居者管理に係る体制の整備に関する事 4 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関する事 5 所管施設の警戒等の予防対策に関する事

名 称	平 素 の 業 務
道 路 交 通 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、堤防、橋りょうの保全に関する事 2 住家、河川、道路等における障害物の除去に係る体制の整備に関する事 3 危険建物、危険区域等の安全確保に係る体制の整備に関する事 4 倒壊建物生理め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関する事 5 帰宅困難者の対応の協力に係る体制の整備に関する事 6 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
会 計 課	現金及び物品の出納及び保管に関する事
学 校 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 3 学校施設等の警戒等の予防対策に関する事 4 児童及び生徒の安否確認等に係る体制の整備に関する事 5 児童及び生徒の避難誘導、安全確保に係る体制の整備に関する事 6 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関する事 7 帰宅困難者の対応の協力に係る体制の整備に関する事 8 国民保護に係る教育に関する事
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関する事 3 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関する事 4 帰宅困難者の対応の協力に係る体制の整備に関する事 5 臨時ヘリポート開設の協力に係る体制の整備に関する事 6 国民保護措置に係る学校教育部の応援のための体制の整備に関する事 7 文化財の保護に係る体制の整備に関する事 8 学童保育所入所児童の救助救護、保護及び安否確認等に関する事 9 所管施設の警戒等の予防対策に関する事
議 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関する事 2 他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事
監 査 事 務 局	他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	他の部等に対する応援のための体制の整備に関する事
消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難の指示の伝達に係る体制の整備に関する事 2 避難住民の誘導に係る体制の整備に関する事 3 被災情報の収集及び伝達の協力のための体制の整備に関する事 4 行方不明者等の捜索に係る体制の整備に関する事 5 災害の防御に係る体制の整備に関する事

【参考】東京消防庁（八王子消防署）の平素の業務（都国民保護計画より一部抜粋）

名 称	平 素 の 業 務
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 装備・資機材の整備に関すること 5 特殊標章の交付・管理に関すること 6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

2 平時における危機情報の収集等

(1) 危機情報の収集

市は、都や関連機関と連携し、常にテロの兆候など危機情報の把握に努める。

また、海外におけるテロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、警戒対応やテロへの対応力の強化に生かす。

(2) 危機情報の共有

市は、テロ等の危機情報を把握した場合、速やかに市長に伝達できるように情報連絡体制を確立する。また、電話やメール、必要に応じ危機警戒本部会議等の会議を開催するなどして、危機情報等を全庁的に共有する。

(3) 警戒対応

市は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請する。

市は都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）」に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備し、警戒レベルに応じた警戒体制をとる。

3 市職員の参集基準等

(1) 初動体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応可能な体制の確保

市は、武力攻撃事態等に応じて速やかに対応する必要があるため、消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに情報収集・連絡等の業務を行うとともに、直ちに参集することができる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、武力攻撃事態等に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

【政府による事態の認定状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前 又は 事態認定に 至らない	関係各部で情報収集等の対応が必要な場合	①各部の危機管理体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機警戒本部
	危機警戒本部では対応が困難な場合など、市長が必要と認めるとき	③危機管理本部
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④災害対策本部
事態認定有	市に対する対策本部設置の通知を受けた場合	⑤国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部

政府による事態認定前又は事態認定に至らない場合は、災害対策の仕組みを活用して初動体制を整備する。一方、政府による武力攻撃事態等の認定が行われ、市に対して、国民保護法に基づく対策本部の設置指定が行われた場合、市保護本部（国民保護又は緊急処理事態）を設置し対処する。

市保護本部の設置に際し、災害対策本部を既に設置している場合は、直ちに国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部に移行し、災害対策本部を廃止する。この場合、災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に変えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【職員配備態勢】

	体制	職員配備態勢
事態認定無	①各部の危機管理体制	防災課職員及び各部危機管理責任者（部の庶務担当課長）、危機管理連絡員（部の庶務担当主査又は部長が指名する主査） 状況に応じて、地域防災計画で定める第1非常配備態勢又は第2非常配備態勢を準用する。
	②危機警戒本部	
	③危機管理本部	
	④災害対策本部	
事態認定有	⑤国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部	地域防災計画で定める第3非常配備態勢を準用

(4) 連絡手段の確保

市は、各部において非常時における連絡体制を確保する。特に、市の部長（室長、担当部長、局長を含む）、危機管理参事、課長及び防災課職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常に携帯し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

(5) 参集が困難な場合の対応

市は、部長等が、交通の途絶や被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市保護本部長（市長）の代替職員については、次のとおりとする。

【市保護本部長（市長）の代替職員】

設置、指揮 の順位	(1) 生活安全部担当副市長	(2) 生活安全部担当外副市長
	(3) 教育長	(4) 生活安全部長
	(5) その他先着上位の職員	

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市保護本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市保護本部の予備施設（地域防災計画に準ずる。）を次のとおり指定する。

○ 第1位	大横保健福祉センター	大横町 11-35	TEL 625-9128
○ 第2位	東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	TEL 667-1331
○ 第3位	芸術文化会館（いちようホール）	本町 24-1	TEL 621-3001

(7) 交代要員等の確保等

市は、地域防災計画の体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、主に以下の項目について整備する。

- ・ 交代要員の確保その他職員の配置
- ・ 食料、燃料等の備蓄
- ・ 自家発電設備の確保
- ・ 仮眠設備等の確保 等

4 消防の初動体制の把握等

(1) 消防署の初動体制の把握

市は、消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、都及び東京消防庁と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団が参加できるよう配慮する。

さらに市は、武力攻撃事態等における消防団員の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たっては、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが不可欠であることから、市は、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 災害対策のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への確かつ迅速な対処ができるよう、災害対策のための連携体制に準じて、あらかじめ関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けるなど、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当部局名、電話番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の内容に関する協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、地域防災計画における役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第76条第1項^(*)の規定に基づき、その一部を市長が行うこととするものである。

^(*) 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として市が運営する。 ○ 必要に応じて都が補完する。
避難所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所・福祉避難所の開設、運営は市が行うこととし、都はこれを補完する。 ○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、市は、これに協力する。
食料・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び市における備蓄品を活用する。 ○ 緊急時における食料・生活必需品は、市の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。
医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、市が一次的に行い、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。 ○ 都は市の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。 ○ 市は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。 ○ NBC災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。市は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。
保健衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき市の支援及び補完を行う。 ○ 都及び市は、避難所の食品衛生指導等を行う。 ○ 市は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。
被災者の捜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。
埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。 ○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。
電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。 ○ 市は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、都が定める実施要領案に基づき応急修理の募集、選定を行う。 ○ 都は応急修理を実施するために必要な措置を行う。
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、必要量を把握し都に報告する。 ○ 都は学用品を一括して調達し、市が配付する。
行方不明者の捜索及び死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、警視庁、東京消防庁が中心となっていく行方不明者の捜索に協力する。 ○ 市は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。 ○ 都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市域のごみ処理を行う。 ○ 市は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設への搬入又は投入により処理する。 ○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受入口の特定を行う。 ○ 市は、市域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。 ○ 市は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
応急仮設住宅等の供与、運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、応急仮設住宅等の確保に必要な措置を行う。 ○ 市は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(5) 警察との連携

市は、避難住民の誘導等が円滑に行えるよう、また市道の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、消防署と緊密な連携を図る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村と相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災のために締結されている相互応援協定について必要な見直しを行うことなどにより、国民保護措置における近接市町村相互間の連携を図る。

特に、都内では区市町村の区域を越えて都市や生活圏域が広がり、ひとたび武力攻撃等が発生すると複数の区域に影響が及ぶ可能性が高いことを考慮し、近接市町村相互間が行う避難・救援等の措置が整合したものとなるように、必要な調整を図るものとする。

(2) 事務の一部委託のための準備

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置実施のために事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るため、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関等との連携

市は、大規模なテロ等の発生時に迅速かつ的確に医療機関の活動が行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、NBCの専門的な知見を有する医療関係者に関する情報収集に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から避難、物資及び資材の提供並びに救援等を実施するための必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所での国民保護に関する取組を支援するよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携、協力関係の確保に努める。

また、消防署が実施する、事業所の施設管理者や事業者に対する、火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考にした、避難誘導のための計画等の作成指導などについて、必要に応じて協力する。

5 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会等のリーダーに対する研修等を通じて、自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互及び自主防災組織や消防団等の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携し、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 テロ等対策に関する関係機関等の連携協力

(1) 大規模集客施設等に係る連携体制の構築等

市は、テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、関係者や施設管理者の協力を得て、施設の実態に応じた緊急連絡体制を整備する。

市は、テロ等の発生に応じて、現地で活動する機関とともに設置する「現地連絡調整所」（現地における情報の共有、連携の確保等を目的とする）の具体的な運営について関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

(2) 民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化等

市は、都や関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に対して、必要な指導、助言を行う。この場合、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

市は、都や関係機関等と協力し、施設管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速かつ的確な対処を確保する観点から、テロ等への対処マニュアルの整備を要請する。

(3) 不特定多数の人々への情報伝達

市は、市が管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

第3節 通信連絡体制の整備

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、市の通信連絡体制の整備等について、次のとおり定める。

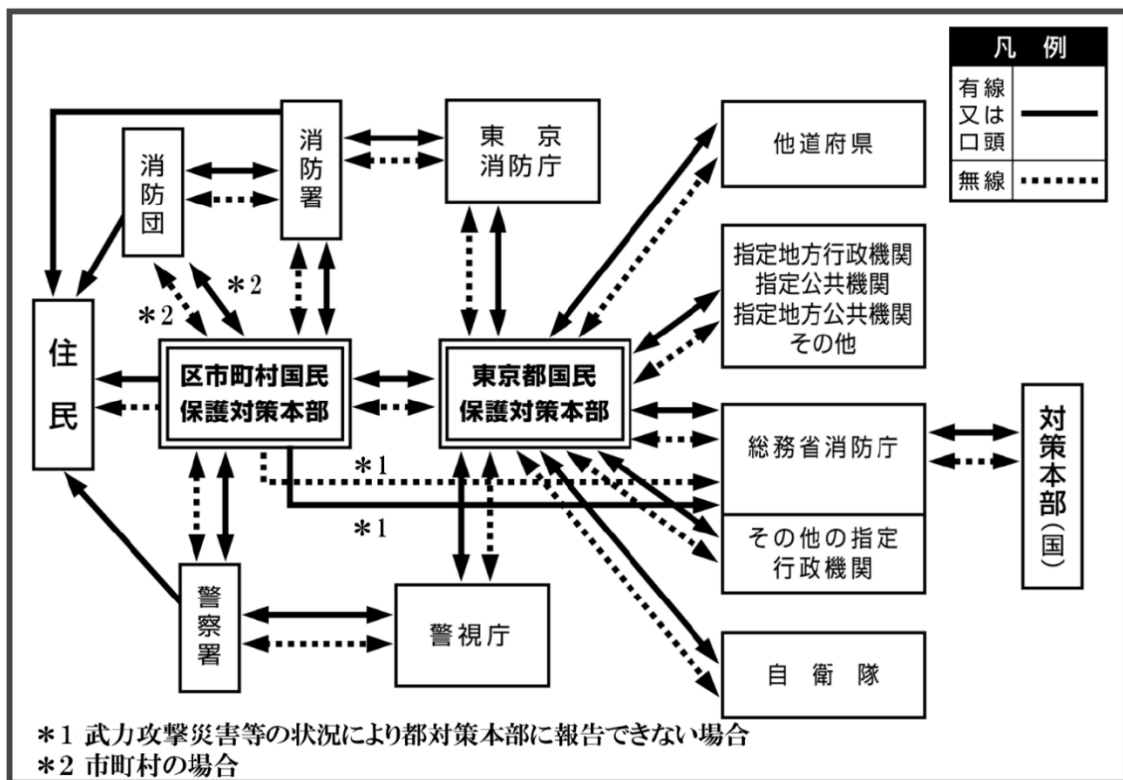
1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、通信連絡体制の整備、重要通信の確保に関する対策を図る。なお、通信連絡のための機器やシステム、体制等整備をするにあたっては、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心とした関係省庁や電気通信事業者等で構成された「非常通信協議会」との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等においても、通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実を図るなど、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、地域防災計画で整備された体制を活用し、通信連絡体制の確保に努める。

【通信連絡システム図】



都国民保護計画（令和7年変更）

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信連絡手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害時の市組織内及び市と関係機関、関係機関相互の緊急時の連絡手段として、災害時優先電話や区が整備する地域防災無線や防災行政無線等を活用する。
	・都との情報連絡手段として、東京都防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用する。
運用面	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に保守・整備する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時や途絶時、庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との実践的通信訓練（非常用電源を利用するなど）の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を加味して実施時間や電源の確保等の条件設定を行い、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信対策等に十分留意し、武力攻撃事態等の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等や地域防災無線を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当する職員の役割や責任の明確化等を図るとともに、各担当者が被害を受けた場合に備え、他の職員が円滑に代行できるような体制の構築を図る。
・市民への情報提供については、防災行政無線や防災情報メール等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及び、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。	

第4節 情報収集・報告、提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、市民への警報や避難の指示の伝達、被災情報や安否情報等の収集・整理等を行うため、情報収集・報告、提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・報告、提供のための体制整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報やその他の情報等を収集・整理し、関係機関や市民に的確かつ迅速に提供するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、地域防災計画における体制を踏まえ、効率的な情報の収集・報告、提供や武力攻撃災害事態等により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、都知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合、民生委員や社会福祉協議会、その他関係団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に対する伝達に配慮する。

また、市は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、自主防災組織による伝達、町会・自治会・管理組合等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を整備している。また、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）^(*)を介して警報が住民へ迅速かつ確実に伝達されるよう、受信設備及び伝達体制等の管理、整備等を行う。

(3) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の整備

市は、国（官邸）から国民保護情報などの緊急情報を送信する、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）を導入している。

(4) 市民等への情報伝達手段の整備

市は、ホームページや防災情報メール、ソーシャルメディア等の多様な手段を活用するとともに、新たな情報伝達手段の整備に努める。

(5) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(6) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

^(*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報や自然災害における緊急地震速報等を、国が人工衛星を用いて、市の防災行政無線等を自動起動し、住民に瞬時に伝達するシステム

(7) 大規模集客施設等への伝達体制の確保

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して、情報伝達体制を整備するとともに、各々の施設管理者等の連絡先の把握や情報交換等を行う。

《多数の者が利用又は居住する施設の例》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス ・大規模な繁華街 ・大規模集合住宅 など

また、市の地域特性を踏まえ、次に掲げる人々や施設についても情報伝達体制の整備を検討する。

- ・八王子駅周辺の中心市街地 ・高尾山等を訪れている観光客
- ・市内の大学等に通う学生 ・老人ホームや通所施設等の福祉施設

市は、都及び消防署が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

(8) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集・提供に必要な準備

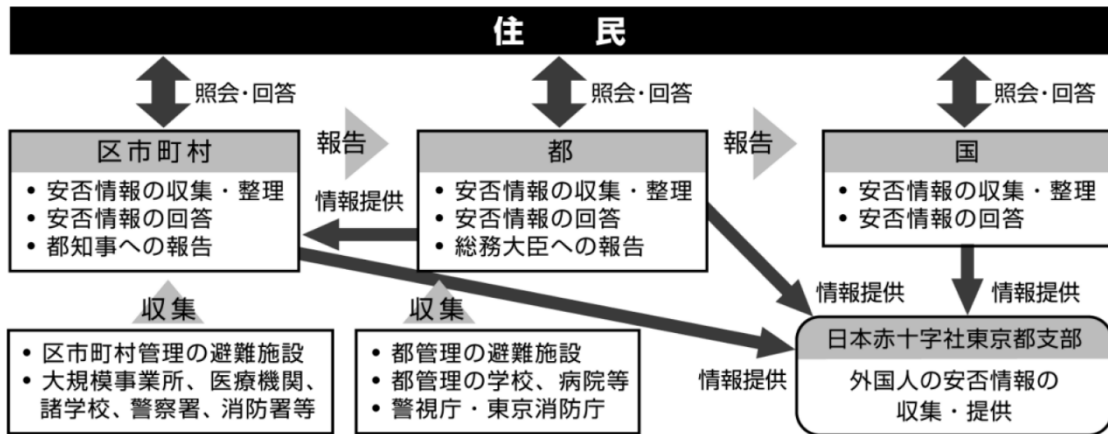
(1) 安否情報収集・提供のための体制整備

市は、避難住民及び武力攻撃災害で死傷した住民の生死、所在等の安否情報を円滑に収集、整理、報告、提供を円滑に行うことができるよう、市における安否情報の収集・整理・回答を一元的に行うための体制・窓口を整備する。また、当該窓口の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を実施する。加えて、都と安否情報の収集及び回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【安否情報の収集、提供の概要】

市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。



都国民保護計画（令和7年変更）

(2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて都に報告するための体制を整備する。

【収集する安否情報】

- | |
|---|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む。） ⑥ 国籍</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望</p> <p>⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意</p> <p>2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）</p> <p>⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報</p> <p>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</p> |
|---|

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所その他施設の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

【都との役割分担】

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。

・市…市管理の避難施設、市の施設（学校等）

市内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署、その他施設

・都…都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）

警視庁、東京消防庁等

市民等からの照会に対しては、都、市それぞれが、共有する安否情報に基づき回答する。

(4) 市民等への周知等

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、市民等に周知する。

また、避難所等で大勢の避難住民等の安否情報を速やかに把握できるように、市民等による氏名等の申告やそれらの集約方法等について検討する。

(5) 安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（安否情報システム）^(*)を活用する。

(6) 近接市との協力体制の確保

市は、都県境を越えて通勤・通学等をする者を含め安否情報の提供を円滑に行うため、近接市と相互の協力体制の確保に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

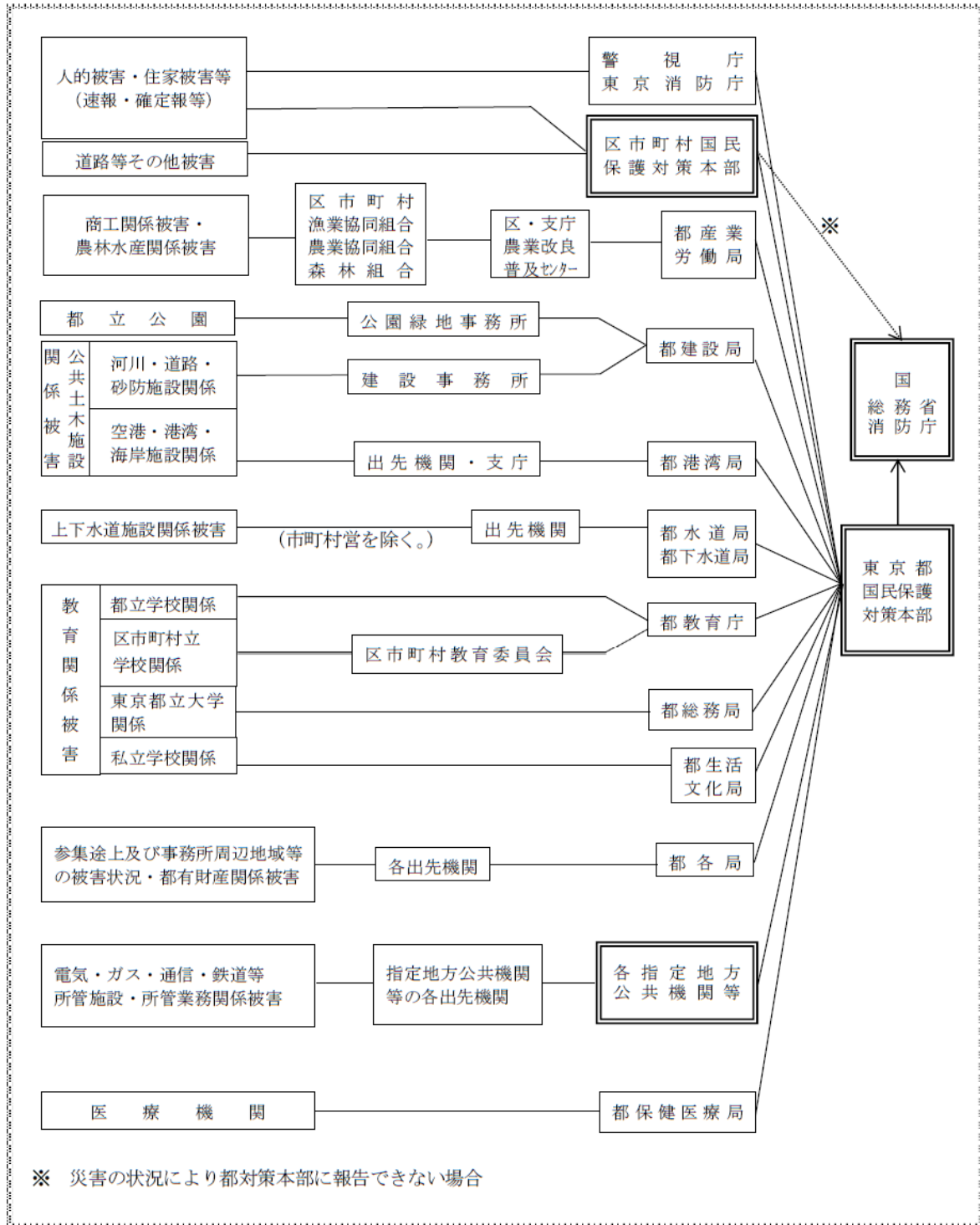
市は、被災情報の収集、整理や都知事への報告等を適時・適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制を整備する。なお、被災情報の収集・報告については、被災者の個人情報の取り扱いに留意する。

【収集・報告すべき情報】

- | | | | |
|---|--|---|----------------|
| 1 | 武力攻撃災害等の発生日時・場所 | 2 | 発生した武力攻撃災害等の概要 |
| 3 | 人的・物的被害状況（①死者、行方不明者、負傷者 ②住家被害 ③その他必要な事項） | | |
| 4 | 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況 | | |

^(*) 国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が開発したシステム。都道府県や国への安否情報の報告や、住民等への照会に回答するために使用する。

【被災情報の収集・報告系統】



都国民保護計画（令和7年変更）

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を行うなど育成に努める。

5 広報体制の整備

市は、市保護本部において、被害情報等の広報を適時・的確に行えるように、「広報事項」、「方法」、「タイミング」、「広報文例」などをあらかじめ整理しておく。

第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）（*）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、次のとおり定める。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

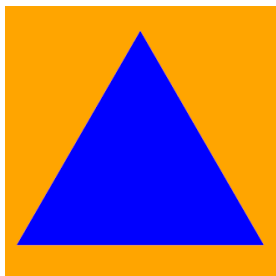
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記参照）

(3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



オレンジ色地に青の正三角形

表面	裏面												
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 8px;">（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</p> <p style="font-size: 10px;">身分証明書</p> <p style="font-size: 8px;">IDENTITY CARD</p> <p style="font-size: 8px;">国民保護措置に係る職務等を行う者用</p> <p style="font-size: 8px;">for civil defence personnel</p> </div> </div> <p style="font-size: 8px;">氏名 Name:</p> <p style="font-size: 8px;">生年月日 Date of birth:</p> <p style="font-size: 8px;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p style="font-size: 8px;">交付年の年月日 Date of issue: 発行番号 No. of card:</p> <p style="font-size: 8px;">許可権者の署名 Signature of issuing authority:</p> <p style="font-size: 8px;">有効期限の満了日 Date of expiry:</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: 8px;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長 Height:</td> <td style="width: 33%;">目の色 Eyes:</td> <td style="width: 33%;">髪の色 Hair:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は写真 Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 40px;">写真貼付欄 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">印泥 Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名 Signature of holder</td> </tr> </table>	身長 Height:	目の色 Eyes:	髪の色 Hair:	その他の特徴又は写真 Other distinguishing marks or information:			写真貼付欄 PHOTO OF HOLDER			印泥 Stamp	所持者の署名 Signature of holder	
身長 Height:	目の色 Eyes:	髪の色 Hair:											
その他の特徴又は写真 Other distinguishing marks or information:													
写真貼付欄 PHOTO OF HOLDER													
印泥 Stamp	所持者の署名 Signature of holder												
<p style="font-size: 8px;">（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））</p>													

身分証明書のひな型

2 特殊標章等の作成・管理

市は、「八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要がある場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

（*）【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第6節 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護及び危機管理の知見を有する職員を育成するため、国や都、市等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する各種教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練の計画に当たっては、実動訓練、図上訓練等、様々な訓練な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるように留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市保護本部を迅速に設置するための職員の参集、対策本部設置・運営に関する訓練
- ② 警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ 弾道ミサイルを想定した訓練やテロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に应用が可能な事項については、有機的に連携させる。
- ② 住民の避難誘導や救援等についての訓練の実施に当たっては、町会・自治会、自主防災組織等の参加・協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織などと連携し、市民や事業者等に対し広く訓練への参加・協力を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民や事業者等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び消防署と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に関する計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、訓練時における交通規制等の実施について留意する。また、警視庁（警察署）が行うテロ対策訓練等に参加し、知識の習得・向上に努める。

第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え

市は、避難や救援、武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し必要な事項について、次のとおり定める。（通信の確保、情報収集・報告、提供体制など既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市で集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(※ 地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの)
- 人口データ
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 市内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 大規模集客施設のデータ
(※ 施設の種別や規模等についてのデータ)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及び連絡担当者の自宅住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、市の関係部署を中心に、都が設置する要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合の受入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関し、時間的な余裕がない場合などは、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認するなど、連携体制の整備に努める。

また、市の地域特性を活かし、大学や福祉施設については避難の在り方だけでなく、次の事項について協力が得られるよう、自然災害対策の取組みと並行して検討する。

- ・ 学生による避難誘導、救援等の援助
- ・ 避難施設としての宿泊施設などの活用
- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者を対象とした福祉避難所としての福祉施設の活用

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、必要に応じ連絡会議を設置し、情報伝達体制を確立するなど施設管理者等との連携に努める。

(7) 超高層ビルや大規模オフィス棟等との連携

市は、事業所やビル単位、特に超高層ビルや大規模オフィスにおける避難が円滑に行われるように、施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（都、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成している。今後、適宜当該パターンを見直すとともに、更なるパターンの作成に努める。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市が行うべき救援について、地域防災計画の役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、迅速かつ的確に救援に関する事務を行うために必要な資料を収集し、速やかに利用できるように管理する。また、避難に関する平素からの取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

【平素から収集・管理すべき資料】

情報	内容
収容施設	・長期の収容施設として活用できる土地・建物等のリスト ・高齢者、障害者等の要配慮者を収容できる社会福祉施設等、宿泊施設等のリスト
備蓄物資 調達可能物資	・大量の食料や飲料水等の生活必需品の備蓄・調達先のリスト、調達経路 ・仮設住宅建設用、応急修理用の資材の調達方法、建設業協会のリスト等
関係医療機関	・災害拠点病院などの主要な病院の所在、病床数等の対応能力についてのデータ (※)
救護班	・派遣元、班編成、活動内容等についてのデータ
火葬場等	・火葬場等の所在及び対応可能数等についてのデータ
関係機関等協定	・協定書
関係機関連絡先	・国、都、他区市町村、民間事業者等一覧

(※) NBC攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、NBCの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等に努める。

(3) 救援センター運営マニュアルの整備

市は、市が開設する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市内の運送に係る運送事業者の輸送力や道路、鉄道等の輸送施設に関する以下の情報を共有する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送力に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員 ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など ○ 輸送施設に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など) ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など) |
|---|

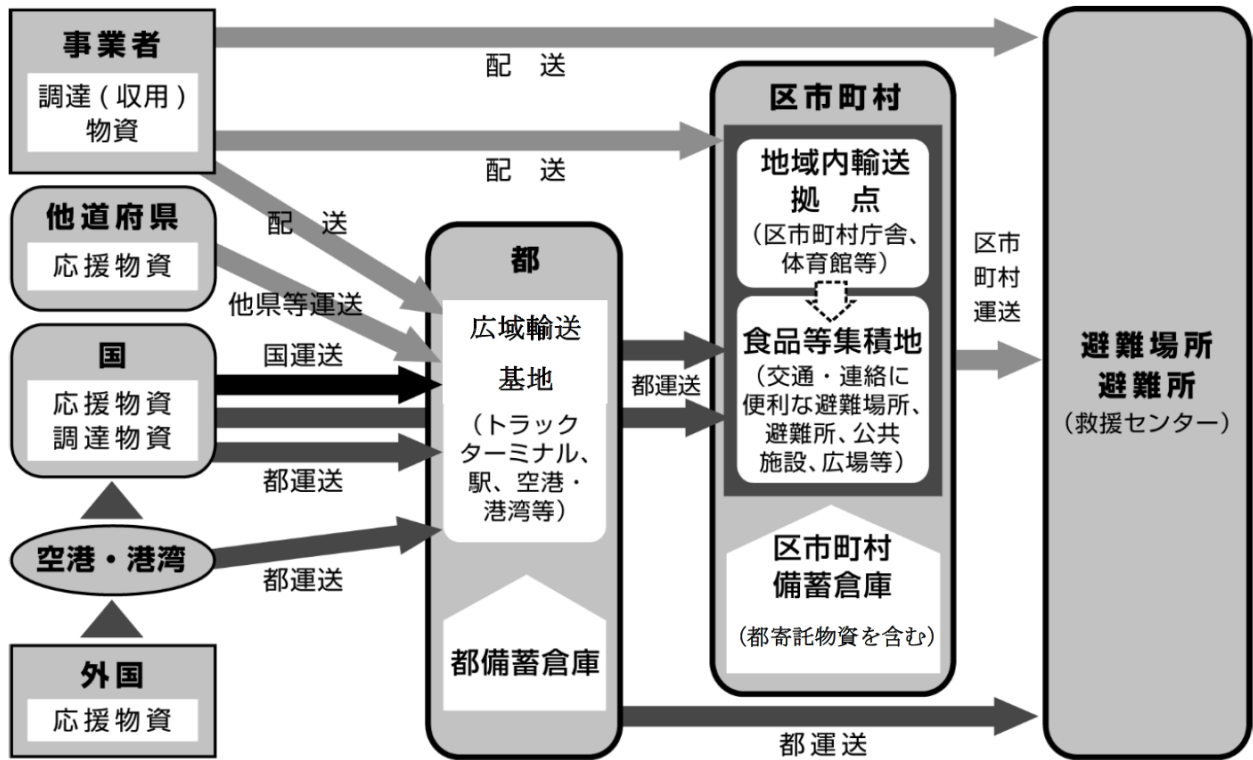
(2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市内の運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、避難住民の運送体制を整備するとともに、都からの緊急物資等の配送を受けるための地域内輸送拠点の整備、各避難所への運送など、緊急物資等の運送体制を把握・整備する。

【物資・資材等の運送体制の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

【地域内輸送拠点】

市における物資・資材の受入、配分、避難所への運送等の拠点。地域防災計画では以下の施設を定めている。

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ（IC）
甲の原体育館	中央自動車道 八王子 IC
あったかホール	中央自動車道 八王子 IC
片倉つどいの森公園	八王子バイパス 打越 IC
南大沢文化会館	八王子バイパス 鑓水 IC（八王子方面より）
総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	首都圏中央連絡自動車道 高尾山 IC

5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定^(*)に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携し、住民に対して避難施設の名称、住所等の迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

【避難施設の区分】

施設区分	定義
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

都国民保護計画（令和7年変更）

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握及び連絡体制の整備

市は、市内に所在する生活関連等施設について、都を通じて把握するとともに、都や当該施設等との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

^(*) 国民保護法では、避難施設の指定は都道府県知事が行うこととされている。

【生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁】

国民保護 法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒体制の整備

市は、市が管理する施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警察等との連携を図りながら、都の措置に準じて警戒等の必要な措置を実施する。

第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資や資材の備蓄や施設の整備について、フェーズフリーの視点を取り入れるよう努め、次のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災用備蓄の活用

国民保護措置のために必要な物資や資材については、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるものとし、その備蓄を保管する場所において適切に管理する。

(2) 国民保護措置のために新たに必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施において新たに必要となる物資・資材については、国や都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、都と連携しつつ対応するとともに、新たに備蓄・調達するよう努める^(*)。

また市は、特にNBC災害時に現地連絡調整所で活動する職員のために必要となる資材等について、新たに備蓄又は調達を検討する。

【国民保護措置のために特に必要な物資・資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 都及び他の区市町村等との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、都と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたる場合でも、必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備等

(1) 施設等の整備・点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、自ら管理する施設及び設備を整備、点検する。

(2) ライフライン施設の適切な管理

市は、自ら管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、適切な管理に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の保存体制の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

^(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第4章 国民保護に関する普及・啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する普及・啓発

(1) 普及・啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携・協力し、市民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、市民向けの出前講座等の機会を通じて、国民保護措置の重要性や内容、協力の趣旨等について継続的に普及・啓発を行う。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、対象者の実態に応じた方法により普及・啓発を行う。

(2) 防災に関する普及・啓発の機会の活用

市は、防災に関する普及・啓発の機会を活用するとともに、消防団や自主防災組織の特性も活かしながら、住民等への普及・啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む市民の受入れなどの協力について、市内の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。また、市内の私立学校においても、同様の教育が行われるように求めていく。

(5) 学生への普及・啓発

市内には、21の大学・短期大学・高等専門学校が立地し、約9万人の学生が学んでおり、全国でも有数の学園都市となっている。

市は、こうした地域特性を活かし、大学コンソーシアム八王子との連携などにより、国民保護措置に関する普及・啓発を行い、市域の大学等の学生との国民保護措置の実施に係る体制整備を図っていく。

2 市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民の理解と協力を得ながら周知を図る。市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力して武力攻撃事態等における市民や事業者、学校等の施設管理者の適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。また、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する啓発

市は、都等の関係機関と協力し、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

(1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

(2) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非常持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであり、フェーズブリーの視点を取り入れることで更に実効性のある対策につながると考えられる。

(3) 訓練への参加

上記(1)の避難行動等の理解を深めるためにも、市民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について」

Jアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※ 東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

《警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動（例）》

- 屋内にいる場合
 - ・ ドアや窓を全部閉める。
 - ・ ガス、水道、換気扇を止める。
 - ・ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。
- 屋外にいる場合
 - ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

《武力攻撃の種類などに応じた避難などの留意点》

- 弾道ミサイルによる攻撃の場合
 - ・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。
- ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合
 - ・ 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。
- 航空攻撃の場合
 - ・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。
- 着上陸侵攻の場合
 - ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
 - ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。
- NBC攻撃の場合
 - ・ 武力攻撃やテロの手段としてNBC（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryuu/hogo_manual.html